

事務事業調整報告書

協議項目	1 1 特別職の身分の取扱い	総務部会
協議細目	特別職の身分の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>合併に伴い2町の町長、助役、収入役、各種審議会・委員会等の特別職の委員が失職となるため新たに選任する必要があります。</p> <p>現況比較では、特別職の報酬額、委員会等の人数・報酬額等が相違しているため調整する必要があります。なお、常勤の特別職及び新町長職務執行者が法律に定めた方法により選任する特別職については、その報酬額等を合併時に条例で定めなければならないため、合併までに協議し決定しておく必要があります。</p> <p>* 教育長は地方公務員法の規定により一般職の地方公務員であるが、給与については、教育公務員特例法第17条の規定により、他の一般職に属する職員とは別に条例で定めることとされており、その規定が特別職の給与の規定に類似していることから、「特別職の身分の取扱い」において協議します。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1)特別職（首長・議員等）について</p> <p>町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。（議会議員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。）</p> <p>町長、助役、収入役、教育長の給料及び議員の報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>(2)その他特別職（行政委員会）について</p> <p>教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。（農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。）</p> <p>報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>(3)2町及び美西衛星施設一部事務組合において条例等の規定に基づき設置されている審議会・委員会等</p> <p>2町及び美西衛星施設一部事務組合に設置されているもの並びに2町に設置されていて、新町においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。</p> <p>1町及び美西衛星施設一部事務組合のみに設置されているもので、合併時に施行される条例等により設置が必要なものについては、合併時までに調整する。それ以外のものについては、合併後、新町において速やかに調整する。</p> <p>合併時に設置が必要なものにかかる委員報酬は、合併時までに類似団体の状況を参考に報酬審議会に準じた機関を組織し調整する。また、合併後に設置が必要なものにかかる委員報酬についても、新町において同様の取扱いとする。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	1 1 特別職の身分の取扱い	総務部会
協議細目	特別職の身分の取扱い	
3 . 常勤の特別職の取扱い		
町 長	<p>地方自治法により町には町長を置くことが定められています。</p> <p>新町長は、合併の日から50日以内に選挙により選出されます。</p> <p>新町長選出までの間の長の不在状態を防ぐため、2町の町長（長の職務代理者を含む）であった者の中から協議により職務執行者を定め、職務を行うこととなります。</p> <p>新町長職務執行者は、公職選挙法により現職のままでは町長選挙に立候補できません。立候補する場合は辞職することとなり、職務代理者を指定する必要があります。</p> <p>退職の日から20日以内に新町長職務執行者に引継を行い、当該職務執行者から新町長へ引き継ぐこととなります。</p>	
助 役	<p>地方自治法により町に助役を置くことが定められていますが、条例により置かないこともできます。</p> <p>新町長職務執行者は助役や収入役を選任できませんので、新しい町長が選挙されてから議会の同意を得て選任されることとなります。</p> <p>2町の町長から委任された事務の引継がある場合は、退職の日から10日以内に新町長職務執行者に引継を行い、当該職務執行者から新たに選任された助役へ引き継ぐこととなります。</p>	
収入役	<p>地方自治法により町には収入役を置くことが定められていますが、条例により町長又は助役にその事務を兼掌させることもできます。</p> <p>地方自治法により収入役が欠けたときは、必ずその職務代理者を置くことが定められています。</p> <p>合併時に新町長職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、職務代理者が収入役の職務を代理することとなります。</p> <p>退職の日から10日以内に収入役職務代理者に引継を行い、当該職務代理者が新たに選任された収入役に引き継ぐこととなります。</p>	
教育長	<p>合併したときの最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、新町長職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選によって決められることとなります。</p>	

事務事業調整報告書

協議項目	1 1 特別職の身分の取扱い	総務部会
協議細目	特別職の身分の取扱い	
4 . 非常勤の特別職（行政委員会）の取扱い		
行政委員会	<p>地方自治法により、市町村の執行機関として次のものが設置を義務づけられています。</p> <p>教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公平委員会</p>	
教育委員会	<p>定数は5人とし、議会の同意を得て町長が任命した委員をもって組織します。</p> <p>新町長職務執行者が合併時に2町の教育委員であった者の中から、新町の教育委員会委員を臨時に選任します。</p> <p>臨時に選任された委員の任期は、新町長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日までとなります。</p> <p>最初に任命される委員の任期は、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、各委員の任期は新町長が定めます。</p>	
選挙管理委員会	<p>定数は4人とし、議会において選挙された委員をもって充てます。</p> <p>議会において選挙されるまでの間は、2町の選挙管理委員会委員であった者の互選により定めた者を充てます。</p> <p>互選を行うべき場所及び日時は、新町長職務執行者があらかじめ関係人に通知します。</p>	
監査委員	<p>定数は2人とし、新町長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから選任することとなります。</p> <p>*新町長職務執行者は、監査委員を選任すべきではないとされています。（行政実例：昭和42年1月10日）</p>	
農業委員会	<p>協定項目「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」で別途協議します。</p>	
固定資産評価審査委員会	<p>定数は3人以上とし、条例で定めます。</p> <p>新町長が選挙されるまでの間は、新町長職務執行者が従来の委員であった者の中から選任します。</p>	
公平委員会	<p>共同設置（但馬公平委員会）のため調整不要。協定項目「一部事務組合等の取扱い」で別途協議済み。</p>	

事務事業調整報告書

協議項目	11 特別職の身分の取扱い					総務部会	
協議細目	特別職の身分の取扱い						
5 - 1 . 事務事業現況比較表(特別職の任期、報酬等)							
1 . 常勤の特別職							
	浜坂町			温泉町			
職名	氏名	任期	報酬額(円)	氏名	任期	報酬額(円)	
町長	中村政行	H13.4.13 ~ H17.4.12	792,000 /月	馬場雅人	H14.9.18 ~ H18.9.17	764,000 /月	
助役	脇本松夫	H13.7.1 ~ H17.6.30	658,000 /月	北村繁行	H14.10.1 ~ H18.9.30	616,000 /月	
収入役	山本 勇	H12.10.1 ~ H16.9.30	619,000 /月	福田 正	H14.4.1 ~ H18.3.31	583,000 /月	
教育長	朝野健次	H15.2.1 ~ H19.1.31	606,000 /月	西村 武	H12.10.1 ~ H16.9.30	570,000 /月	
2 . 議会議員							
	浜坂町			温泉町			
職名	氏名等	任期	報酬額(円)	氏名等	任期	報酬額(円)	
議長	丸山諄二	H15.4.30 ~ H19.4.29	326,000 /月	松元襄司	H14.9.13 ~ H18.9.12	319,000 /月	
副議長	田中満穂	" ~ "	227,000 /月	田中 要	" ~ "	220,000 /月	
委員長	3人	" ~ "	208,000 /月	3人	" ~ "	205,000 /月	
議員	13人	" ~ "	203,000 /月	11人	" ~ "	200,000 /月	
3 . 非常勤の特別職(自治法で定められている行政委員会)							
	浜坂町			温泉町			
委員会名	氏名	任期	報酬額(円)	氏名	任期	報酬額(円)	
教育委員会	委員長	谷田法裕	H15.10.18 ~ H19.10.17	18,800 /月	坂本文信	H15.10.1 ~ H19.9.30	225,000 /年
	委員長代理・委員	森田 仁	H12.10.2 ~ H16.10.1	15,700 /月	上田敞子	H12.10.1 ~ H16.9.30	190,000 /年
	委員	谷田一富	H13.10.20 ~ H17.10.19	15,300 /月	尾崎英子	H13.10.1 ~ H17.9.30	190,000 /年
	委員	西崎 昌	H12.10.2 ~ H16.10.1	15,300 /月	谷口和己	H14.10.1 ~ H18.9.30	190,000 /年
選挙管理委員会	委員長	小西美千代	H15.12.22 ~ H19.12.21	5,000 /日	佐藤月昭	H12.3.25 ~ H16.3.24	72,000 /年
	委員	奥田象造	H15.12.22 ~ H19.12.21	4,200 /日	坂本 守	H12.3.25 ~ H16.3.24	60,000 /年
	委員	西村祐輔	H15.12.22 ~ H19.12.21	4,200 /日	田中和子	H12.3.25 ~ H16.3.24	60,000 /年
	委員	松下清人	H15.12.22 ~ H19.12.21	4,200 /日	井上知明	H12.3.25 ~ H16.3.24	60,000 /年
監査委員	識見者	高岡昌男	H13.7.11 ~ H17.7.10	34,500 /月	北村英一	H13.6.22 ~ H17.6.21	304,000 /年
	議員選任	岡本英樹	H15.5.9 ~ H17.5.8	27,900 /月	幸賀 毅	H14.9.24 ~ H18.9.12	225,000 /年
固定資産評価審査委員会	委員長	前田岩男	H13.6.22 ~ H16.6.21	12,900 /年	西川廣夫	H14.10.1 ~ H17.9.30	7,700 /日
	委員	大上銀治	H14.5.8 ~ H17.5.7	12,900 /年	奈良カヨ子	H13.7.1 ~ H16.6.30	7,500 /日
	委員	山本輝由	H14.5.8 ~ H17.5.7	12,900 /年	長谷坂盛之	H15.10.1 ~ H18.9.30	7,500 /日
農業委員会	会長	細田武雄	H15.7.13 ~ H18.7.12	18,300 /月	川元勝利	H15.5.1 ~ H18.4.30	225,000 /年
	委員	19人	H15.7.13 ~ H18.7.12	16,300 /月	15人	H15.5.1 ~ H18.4.30	190,000 /年
4 . 美西衛生施設一部事務組合の特別職							
職名、委員会名等	報酬額(円)		職名、委員会名等	報酬額(円)			
管理者	58,000 /年		監査委員	議員選出	15,000 /年		
副管理者	39,000 /年			識見を有する者	30,000 /年		
収入役	34,000 /年		公務災害補償等認定委員		6,000 /日		
議長	40,000 /年		公務災害補償等審査委員		6,000 /日		
副議長	35,000 /年		情報公開審査委員	弁護士・大学教員	15,000 /日		
議員	30,000 /年			上記に属さない者	6,000 /日		

事務事業調整報告書

協議項目	11 特別職の身分の取扱い					総務部会
協議細目	特別職の身分の取扱い					
5 - 1 . 事務事業現況比較表(特別職の任期、報酬等)						
5 . その他委員会等						
委員会名	浜坂町			温泉町		
	構成人数	報酬額(円)	備考	構成人数	報酬額(円)	備考
特別職報酬等審議会	7	8,300 /日		5	6,800 /日	
防災会議	15	12,900 /年		16	6,800 /日	16人以内
消防委員会	7	8,300 /日				
国民健康保険運営協議会	9	27,000 /年	1人	9	6,800 /日	
		19,200 /年	8人			
介護認定審査会	14	13,000 /日	16人以内	14	12,500 /日	
地区公民館長	3	92,400 /年				
地区公民館主事	4	24,600 /年				
公民館運営審議会	10	7,200 /日				
公民館専門部	20	7,200 /日	25人以内			
社会教育委員	10	7,200 /日		7	6,800 /日	
図書館協議会委員	10	12,900 /年				
体育指導委員	10	40,400 /年		10	6,800 /日	
青少年問題協議会	10	12,900 /年		10	6,800 /日	
個人情報保護審議会	7	7,200 /日		5	6,800 /日	
情報公開審査会	5	15,000 /日	3人	5	6,800 /日	
		7,200 /日	2人			
文化財審議委員会	5	7,200 /日	3～5人	10	6,800 /日	
小学校再編成計画審議会	—	7,200 /日	20人以内			
土地利用委員会	20	7,200 /日				
都市計画審議会	13	7,200 /日	15人以内			
温泉審議会	10	7,200 /日		10	6,800 /日	
廃棄物減量等推進審議会	15	12,400 /年	20人以内			
人権啓発推進委員会	17	7,200 /日				
文化会館運営委員会	10	12,900 /年				
婦人消防隊員		2,500 /年				
民生委員推薦会				7	6,800 /日	
学校給食共同調理場運営委員会				10	6,800 /日	10人以内
予防接種健康被害調査委員会				6	6,800 /日	
町勢振興審議会				10	6,800 /日	
まちづくり審議会				10	6,800 /日	

1. 特別職の職員の身分に関する取扱い

【地方公務員法（抄）】

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

【地方自治法（抄）】

（委員会及び委員の設置）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左のとおりである。

教育委員会

選挙管理委員会

人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

監査委員

2 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。

農業委員会

固定資産評価審査委員会

2. 市町村長

【地方自治法（抄）】

（知事及び市町村長）

第139条

2 市町村に市町村長を置く。

（任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

【公職選挙法（抄）】

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

【地方自治法施行令（抄）】

（長の職務を暫定的に行う者）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定よりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

- 2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。
- 3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

3. 助 役

【地方自治法（抄）】

（副知事・助役の設置及びその定数）

第161条

2 市町村に助役一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

4. 収入役

【地方自治法（抄）】

（出納長・副出納長及び収入役・副収入役）

第168条

2 市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

（出納長・収入役等の職務権限）

第170条

5 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体においては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めておかななければならない。

6 出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役（前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。）にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。

5. 教育長・教育委員

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）】

（設置）

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第3条 教育委員会は、5人の委員を以って組織する。（以下省略）

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(抄)】

第6章 市町村の廃置分合があった場合における特例

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任せるものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に召集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が召集する。

(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

(最初に任命される委員の任期)

第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合に合っては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合に合っては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

(最初の教育委員会の招集)

第21条 新たに設置された市町村において、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命された後最初に召集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、当該市町村の長が召集する。

(事務引継)

第22条 市町村の設置があった場合においては、従前当該市町村の地域が属していた関係市町村の教育委員会(関係市町村の教育委員会がなくなった場合にあっては、その委員長であった者。以下次項において同じ。)は、当該教育委員会の管理し、及び執行していた事務で当該新たに設置された市町村に係るものを、20日以内に当該市町村の教育委員会に引き継がなければならない。

2 前項の規定による事務の引継の場合においては、当該関係市町村の教育委員会は、書類、帳簿及び財産目録を作成し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれらの事項に対する意見を記載しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、市町村の設置があった場合における教育委員会の事務の引継に関し必要な事項は、都道府県委員会が定める。

【地方公務員特例法(抄)】

(教育長の給与等)

第17条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

6. 選挙管理委員会

【地方自治法(抄)】

(選挙管理委員会の設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、又、同様とする。

(任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任するときまで在任する。

【地方自治法施行令(抄)】

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。ただし、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者を持ってこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもってこれに充てるものとする。

2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。

7. 公平委員会

【地方自治法(抄)】

(その他の委員会の職務権限等)

第202条の2

2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会もしくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りではない。

【地方公務員法(抄)】

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万人以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万人未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規定により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8. 監査委員

【地方自治法(抄)】

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

【地方自治法施行令(抄)】

(監査委員の定数4人の市)

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

9. 固定資産評価審査委員会

【地方税法(抄)】

(固定資産評価員の設置)

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会を経て、選任する。

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務者がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙での間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任した者をもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

- 9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に召集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価室委員会の委員に充てることのできる。

行政実例

固定資産評価員に関する疑義について

評価員は、その選任については固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから一定の結核事項に該当しないものを選任することとされていること、その職務遂行に当っては、公正中庸を強く期待されるため、特定の職務を禁止されていること、その身分についても市、町、村長、助役、収入役等に準じ特別職的職員として取り扱われていること及び原則として常勤の職員とすることが適当であるとされていること等評価員の職務内容の特殊性及び前記通達の趣旨から、地方税法上評価員の職務代行行為を禁止する明文の規定を欠いているとしても、評価員の事務取扱いは不適当であると考えられる。(昭29.2.10自治省市町村税課内かん)

固定資産評価員の任期について

一般に地方公共団体の職員中任期を定めて、その身分を保証し又は一定期間毎に選任替を要する職員はすべて直接法令で任期の定めをするような定をしていない。従って市町村長は固定審査評価員を自由に任免することができる。(昭31.8.30自治省税務部内かん)

10. 事務引継

【地方自治法施行令(抄)】

(長の事務引継ぎ)

第122条の2 普通地方公共団体の長の更迭があった場合においては、前任者は、(中略)市町村長にあっては20日以内にその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、これを副知事又は助役(地方自治法第152条第2項又は第3項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理すべき吏員を含む。以下この項において同じ。)に引き継がなければならない。この場合においては、副知事又は助役は、後任者に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければならない。

(出納長又は収入役の事務引継)

第124条 出納長又は収入役の更迭があった場合においては、前任者は、退職の日から(中略)収入役にあっては10日以内にその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、これを副出納長又は副収入役(地方自治法第170条第5項又は第6項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下この項において同じ。)に引き継がなければならない。この場合においては、副出納長又は副収入役は、後任者に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければならない。

(副知事又は助役の事務引継)

第127条 副知事又は助役の更迭があった場合において、普通地方公共団体の長からその者に委任された事務があるときは、その事務の引継ぎについては、第124条の規定を準用する。ただし、同条第2項中「副出納長又は副収入役(地方自治法第170条第5項又は第6項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下この項において同じ。)」とあり、及び「副出納長又は副収入役」とあるのは、「普通地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

(廃置分合の場合の消滅団体の長、副知事、出納長等の事務引継)

第130条 普通地方公共団体の廃置分合があった場合において消滅した普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは収入役であった者は、その担任する事務を、当該地域があらたに属した普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役若しくは出納長若しくは収入役に引き継がなければならない。

(準用規定)

第141条 第122条の2、(中略)第130条(中略)の規定は、監査委員にこれを準用する。ただし、第122条の2第2項中「副知事」又は「助役」とあるのは、「監査委員の1人」と読み替えるものとする。